

ポータン・ミータングッズ(着ぐるみ等) 貸出し申請から承認までの流れ

ポータン・ミータンのグッズ(着ぐるみ等)使用
申請から承認までの流れは以下のとおりです。

ポータン・ミータンの着ぐるみ等を借り受けたい!

↓ ポータン・ミータンの着ぐるみ等の借受をお考えの方は、申請書を提出する前に一度本組合あて電話して頂くことをお勧めします。

①名古屋港管理組合総務課広報・にぎわい振興室(052-654-7894)に電話

↓ 電話にて、借受目的等をお伺いし、申請書を提出していただくか否かを検討させていただきます。営利目的の使用など明らかに承認できないものについてはこの時点でお断りさせていただきます。後日検討結果を電話にてお伝えします。なお、場合によっては、詳細なイベント企画書等の提供をお願いする場合があります。
※現在、着ぐるみの貸出しについて、名古屋港に関するイベントに限定させて頂いております。あらかじめご了承ください。

②借受承認申請書の提出

↓ 本組合からの連絡により申請書を提出して頂く方は、借受承認申請書(様式第1号)をホームページよりダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、本組合に提出してください。なお、インターネットが使用できない方は、申請書様式を郵送することもできます。なお、申請書の添付書類として、企画書や申請者の概要等がわかる資料、誓約書(様式第4号)を添付してください。

③貸出承認書の郵送

↓ 貸出しが承認されたときは、本組合より貸出承認書(様式第2号)を発行、郵送します。承認書にある利用上の条件に従い使用してください。

④着ぐるみ等の貸出し

本組合担当者と打合せをし、承認された貸出日時の中で、着ぐるみの搬出・搬入の日時を調整してください。なお、着ぐるみ等を利用されるにあたり、利用日までに細かい注意事項等の説明をさせていただきます。

◆承認された内容から変更して借受する場合の手続き

この場合、再度新たな借受方法にて承認を受ける必要があります。借受変更申請書(様式第3号)を本組合に提出してください。承認されたときは、本組合より貸出変更承認書(様式第2号)を発行、郵送します。なお、手続き等詳細は上記チャート②から④を準用します。

◆貸出しに関する取扱要綱第3条第1項各号にかかる者が使用をする場合

この場合、借受にかかる承認を受ける必要はありません。ただし、事前の電話による相談及び貸出しに関する取扱要綱第3条第2項の「別に定める届出」及び誓約書(様式第5号)を提出してください。

【お問い合わせ先】

〒455-0033 名古屋市港区港町1-11
名古屋港管理組合 総務部総務課広報・にぎわい振興室
TEL : 052-654-7894 FAX : 052-654-7990
mail : nigiwai@union.nagoyako.lg.jp